

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第46号

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

香川県立自然公園条例施行規則（平成3年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>公園計画及び公園事業（第2条の2—第15条）</u></p> <p>第3章 保護及び利用（第16条—第23条の2）</p> <p>第4章 生態系維持回復事業（第23条の3—第23条の8）</p> <p>第4章の2 <u>質の高い自然体験活動の促進のための措置（第23条の9—第23条の15）</u></p> <p>第5章 風景地保護協定及び県立自然公園管理団体（第23条の16—第23条の20）</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</u></p> <p>（7）～（12） 略</p> <p>第2章 <u>公園計画及び公園事業</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 公園事業（第2条—第15条）</p> <p>第3章 保護及び利用（第16条—第23条）</p> <p>第4章 生態系維持回復事業（<u>第23条の2—第23条の7</u>）</p> <p>第5章 風景地保護協定及び県立自然公園管理団体（<u>第23条の8—第23条の11</u>）</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 <u>公園事業</u></p> <p>（公園事業となる施設の種類）</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機</p> <p>（7）～（12） 略</p>

(公園計画の変更の提案に係る添付書類)

第2条の2 条例第7条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

- (1) 条例第7条の2第1項の規定による提案（以下「提案」という。）を行う協議会（条例第27条の2第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）を組織した市町
- (2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議又は認可)

第3条 略

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第3条の2 略

2 略

3 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第6号、第7号及び第8号（積算の基礎を明らかにした工事費概算書に限る。）に掲げる書類を、県以外の地方公共団体の行う公園事業にあつては、第1号、第2号、第6号から第9号（ただし、第8号は積算の基礎を明らかにした工事費概算書に限る。）に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第8号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1)・(2) 略

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(公園事業の執行の協議又は認可)

第3条 略

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第3条の2 略

2 略

3 条例第9条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第6号、第7号及び第8号（積算の基礎を明らかにした工事費概算書に限る。）に掲げる書類を、県以外の地方公共団体の行う公園事業にあつては、第1号、第2号、第6号、第7号及び第9号に掲げる書類を除く。

(1)・(2) 略

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図
- (6) 略
- (7) 工事の施行を要する場合にあっては、事業資金を調達することができることを証する書類
- (8) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書並びに木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面
- (9)・(10) 略

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第9条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類（以下「構造図等」という。）の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第4条 略

- (1) 条例第9条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（ただし、第5号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）
- (2) 前条第2項各号に掲げる事項の変更（ただし、第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第5条 略

2 略

- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 略
- (7) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (8) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書並びに木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (9)・(10) 略

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第4条 条例第9条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合には、受託者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第5条 略

2 略

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第9条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、構造図等の提出を求めることができる。

(承継の協議又は承認の申請)

第7条 条例第11条第1項の承認を受けようとする者は、譲渡による公園事業の承継承認申請書(第4号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し

(2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(3) 第3条の2第3項第3号、第4号及び第9号に掲げる書類

(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第11条第2項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併又は分割による公園事業の承継協議書(第4号様式の2)又は法人の合併又は分割による公園事業の承継承認申請書(第4号様式の3)を知事に提出して行うものとする。

4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 合併法人等(条例第11条第2項に規定する合併法人等をいう。)の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(2)・(3) 略

5 条例第11条第3項に規定する相続の承認の申請は、相続による公園事業の承継申請書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。

6 略

(特別地域内における行為の許可申請)

第17条 略

2 前項各号に掲げる申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

(承継の協議又は承認の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併又は分割による公園事業の承継協議書(第4号様式)又は法人の合併又は分割による公園事業の承継承認申請書(第4号様式の2)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 合併法人等(条例第11条第1項に規定する合併法人等をいう。)の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(2)・(3) 略

3 条例第11条第2項に規定する相続の承認の申請は、相続による公園事業の承継申請書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。

4 略

(特別地域内における行為の許可申請)

第17条 略

2 前項各号に掲げる申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第18条第3項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、構造図等の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) 略

5 略

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第17条の2 条例第18条第3項第17号に規定する規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

（特別地域内における行為の許可基準）

第17条の3 略

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第19条 条例第18条第9項第5号に規定する規則で定める行為は、別表第1のとおりとする。

- (1) 行為の場所の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) 略

4 略

（特別地域内における行為の許可基準）

第17条の2 略

（特別地域内における行為の許可基準）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第19条 条例第18条第9項第4号に規定する規則で定める行為は、別表第1のとおりとする。

(普通地域内における届出を要しない行為)

第22条 条例第19条第7項第5号に規定する規則で定める行為は、別表第2のとおりとする。

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第23条 略

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第23条の2 条例第23条第1項第3号に規定する規則に定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。次号において同じ。)に餌を与えること。
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第4章 略

第23条の3～第23条の8 略

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会の公表)

第23条の9 条例第27条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 協議の対象となる県立自然公園の区域

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第23条の10 条例第27条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、自然体験活動促進計画認定申請書(第24号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(普通地域内における届出を要しない行為)

第22条 条例第19条第7項第4号に規定する規則で定める行為は、別表第2のとおりとする。

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第23条 略

第4章 生態系維持回復事業

第23条の2～第23条の7 略

- (1) 自然体験活動促進計画書（第24号様式の2）
 - (2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
 - (3) 条例第18条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第17条第2項第1号及び第2号に掲げる図面
 - (4) 条例第19条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第17条第2項第1号及び第2号に掲げる図面
- 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第27条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同条第3項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第23条の11 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第27条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第18条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第19条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第23条の12 条例第27条の3第5項（条例第27条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の変更の認定の申請）

第23条の13 条例第27条の4第1項の規定による変更の認定の申請は、自然体験活動促進計画変更認定申請書（第24号様式の3）を知事に提出して行うものとする。第23条の10第2項及び第3項並びに第23条の11の規定は、この場合について準用する。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第23条の14 条例第27条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- （2） 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- （3） 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- （4） 計画期間の変更
- （5） 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第27条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

（自然体験活動促進計画の軽微な変更の届出）

第23条の15 条例第27条の4第2項の規定による届出は、自然体験活動促進計画軽微変更届出書（第24号様式の4）を知事に提出して行うものとする。

第5章 略

第23条の16～第23条の18 略

（公園管理団体となることができる法人）

第23条の19 条例第34条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合とする。

（県立自然公園管理団体の指定基準）

第23条の20 略

- （1） 略
- （2） 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第35条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあって

第5章 風景地保護協定及び県立自然公園管理団体

第23条の8～第23条の10 略

（県立自然公園管理団体の指定基準）

第23条の11 略

- （1） 略
- （2） 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有す

は、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第35条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 条例第35条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- (5) 会社又は森林組合にあっては、県立自然公園の植生の保全その他自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

(証明書の様式)

第24条 条例第15条第2項、第21条第3項、第23条第3項、第27条の6第2項又は第40条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、第25号様式によるものとする。

別表第1 (第19条関係)

1～3 略

4 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る)。

5～14 略

15 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

16～16の3 略

16の4 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの)に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)をすること。

16の5 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。))

るものであること。

- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第35条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第35条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(証明書の様式)

第24条 条例第15条第2項、第21条第3項、第23条第3項又は第40条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、第24号様式によるものとする。

別表第1 (第19条関係)

1～3 略

4 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

5～14 略

15 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

16～16の3 略

16の4 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備の改築又は増築(当該増築をする無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はその設備に附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の高さを超えないもの)に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)をすること。

16の5 電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を既存の規模(径の規模を除く。)を超えない範囲で張り替えること(色彩の変更を伴わないもの)に限る。))

16の6 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

16の7 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等又は引込みに要する設備を設置すること。

16の8 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

16の9 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

16の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

16の11 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

16の12 県が、県立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立ち入りを防止するための柵又は当該県立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

17 宅地の木竹を伐採すること。

18 自家用のために木竹（条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

18の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

18の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

19～20 略

21 森林の保育のために下刈し、つる切り、又は間伐すること。

16の6 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

16の7 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等を設置すること。

16の8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

16の9 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

16の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラを設置すること。

17 宅地内の木竹を伐採すること。

18 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

19～20 略

21 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間

21の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。
21の3 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。
22 略
22の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。
22の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。
22の4 略
22の5 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。
22の6～22の13 略
22の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の16 削除

22の17 略
22の18 削除

22の19～31 略
32 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理

伐すること。

22 略
22の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

22の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
22の4 略
22の5 自家用のために木竹を損傷すること。

22の6～22の13 略
22の14 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
22の15 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により国が実施する保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
22の16 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が実施する保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
22の17 略
22の18 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
22の19～31 略
32 漁港漁場整備法第25条第1項又は第2項の漁港管理者が維持管理する

する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

33～40 略

41 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を提出し、又は設置すること。

42 略

42の2 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

42の3 削除

43～52 略

53 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

53の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

53の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

53の3の1 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

53の3の2 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

53の4～54 略

54の2 削除

54の3 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

33～40 略

41 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を提出し、又は設置すること。

42 略

42の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

42の3 特定外来生物の防除のために、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

43～52 略

53 宅地内にある植物で、条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

53の2 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る植物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

53の3 認定保護増殖事業等の実施のために条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

53の4～54 略

54の2 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の3 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る動物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の4 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

54の5 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第18条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下同じ。）。

54の6 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

55から57の6まで 削除

54の4 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の5 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により国が実施する保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の6 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55の2 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

55の3 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

55の4 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が実施する保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

56 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

57 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

57の2 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第18条第3項第14

57の7～59 略

59の2 農業を営むために立ち入ること。

59の3 森林の保護管理のために立ち入ること。

59の4 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

59の5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

59の6 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

59の7 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

59の8 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

59の9 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

59の10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規

号の知事が指定するものに限る。以下同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下同じ。）。

57の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

57の4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

57の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

57の6 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のために、生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

57の7～59 略

定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

59の11 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

59の12 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。

59の13 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

59の14 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

59の15 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

60～64 略

65 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

66～69 略

70 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

71 略

71の2 公園管理団体が行う条例第35条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

71の3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

71の4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

71の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

60～64 略

65 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

66～69 略

70 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

71 略

71の6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

71の7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

71の8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第18条第3項各号に掲げるものを行うこと。

72 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

(1) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

(2) 風致の維持のために行われる措置の内容

(3) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

(4) 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

73 略

別表第2（第22条関係）

1 別表第1の第1号から第16号の12まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号の2まで、第58号、第59号又は第71号の2から第71号の8までに掲げる行為

2 略

3 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同

72 略

別表第2（第22条関係）

1 別表第1の第1号から第16号の10まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号の3まで、第58号又は第59号に掲げる行為

2 略

一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。)。

4～14 略

15 略

16 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、
広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、
当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)。

(1) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

(2) 風景の維持のために行われる措置の内容

(3) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

(4) 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

17 略

18 第21条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

3～13 略

14 第21条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

15 略

16 略

第3号様式（第6条関係）
略

第4号様式（第7条関係）

譲渡による公園事業の承継承認申請書		年 月 日
香川県知事 殿		
譲渡人 住 所		
氏 名		
		(法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)
譲受人 住 所		
氏 名		
		(法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)
香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、譲渡人が執行する 県立自然公園内 における 事業を譲受人に承継したいので、次のとおり申請します。		
認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号	
公園施設の種別		
譲受人が行 う公園施設 の管理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託（受託者 ）
	料金徴収	有（標準的な額 ） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間 ）
譲渡しようとする年月日		
譲渡する理由		
備考		

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

第3号様式（第6条関係）
略

第4号様式の2 (第7条関係)

法人の合併又は分割による公園事業の承継協議書 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 香川県知事 殿 <p style="text-align: right;">市町長</p> 香川県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり協議します。	
協議をした年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	
合併(分割)した理由	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

第4号様式 (第7条関係)

法人の合併又は分割による公園事業の承継協議書 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 香川県知事 殿 <p style="text-align: right;">市町長</p> 香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり協議します。	
協議をした年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	
合併(分割)した理由	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

第4号様式の3（第7条関係）

法人の合併又は分割による公園事業の承継承認申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名	
香川県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
認可を受けた年月日 及び 番 号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併（分割）法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併（分割）した日	
合併（分割）した理由	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

第4号様式の2（第7条関係）

法人の合併又は分割による公園事業の承継承認申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名	
香川県立自然公園条例第11条第1項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
認可を受けた年月日 及び 番 号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併（分割）法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併（分割）した日	
合併（分割）した理由	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

相続による公園事業の承継申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名	
香川県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
認 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
続 柄	
公 園 施 設 の 種 類	
被 相 続 人 の 氏 名 及 び 住 所	
被相続人が死亡した 年 月 日	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第6項各号に掲げる書類を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

相続による公園事業の承継申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名	
香川県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立自然公園内における 事業を承継したいので、次のとおり申請します。	
認 可 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
続 柄	
公 園 施 設 の 種 類	
被 相 続 人 の 氏 名 及 び 住 所	
被相続人が死亡した 年 月 日	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第7条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の2（第23条の5関係）

生態系維持回復事業確認申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small>	
香川県立自然公園条例第25条第2項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について確認を受けたいので、次のとおり申請します。	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の5第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の2（第23条の4関係）

生態系維持回復事業確認申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small>	
香川県立自然公園条例第25条第2項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について確認を受けたいので、次のとおり申請します。	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の3（第23条の5関係）

生態系維持回復事業認定申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small>	
香川県立自然公園条例第25条第3項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について認定を受けたいので、次のとおり申請します。	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の5第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の3（第23条の4関係）

生態系維持回復事業認定申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small>	
香川県立自然公園条例第25条第3項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について認定を受けたいので、次のとおり申請します。	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
生態系維持回復事業を行う期間	
備 考	

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の4 (第23条の5関係)
略

第23号様式の5 (第23条の7関係)

生態系維持回復事業変更確認申請書			
		年 月 日	
香川県知事 殿		申請者 住所	
		氏名	
		(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
香川県立自然公園条例第25条第6項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申請します。			
確認を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の7第2項において準用する第23条の5第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の4 (第23条の4関係)
略

第23号様式の5 (第23条の6関係)

生態系維持回復事業変更確認申請書			
		年 月 日	
香川県知事 殿		申請者 住所	
		氏名	
		(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
香川県立自然公園条例第25条第6項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申請します。			
確認を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の6第2項において準用する第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の6（第23条の7関係）

生態系維持回復事業変更認定申請書			
年 月 日			
香川県知事 殿		申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small>	
香川県立自然公園条例第25条第6項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申請します。			
認定を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の7第2項において準用する第23条の5第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の6（第23条の6関係）

生態系維持回復事業変更認定申請書			
年 月 日			
香川県知事 殿		申請者 住所 氏名 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</small>	
香川県立自然公園条例第25条第6項の規定により、 県立自然公園内における 生態系維持回復事業について変更したいので、次のとおり申請します。			
認定を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
	生態系維持回復事業を行う期間		
変更を必要とする理由			
備 考			

注 香川県立自然公園条例施行規則第23条の6第2項において準用する第23条の4第3項各号に掲げる書類を添付すること。

第23号様式の7（第23条の8関係）

略

第24号様式（第23条の10関係）

自然体験活動促進計画認定申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
申請者 住所	
氏名	
〔法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名〕	
香川県立自然公園条例第27条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について 認定を申請します。	
県立自然公園の 名 称	

注1 申請者の欄には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については、別表に記載して添付すること。

2 香川県立自然公園条例施行規則第23条の10第2項各号に掲げる書類を添付すること

第23号様式の7（第23条の7関係）

略

別表

共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所

第24号様式の2（第23条の10関係）

（表面）

自然体験活動促進計画書						
自然体験活動促進計画の名称						
自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称						
計画期間		年 月 日から 年 月 日まで				
自然体験活動促進計画の区域						
自然体験活動の促進に関する現状及び課題	現状					
	課題					
計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針						
自然体験活動促進計画の目標						
自然体験活動促進事業一覧						
番号	自然体験活動促進事業名	事業の概要	実施主体	実施場所	実施時期	特例
1						
2						
3						
4						
5						
自然体験活動促進事業の実施主体一覧						
実施主体番号	申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住所	実施又は実施予定の自然体験活動促進事業の事業番号		
1						
2						
3						
4						

(裏面)

5			
6			
7			
8			
計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項			
ルール・マナー			
周知・啓発			
自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制（協議会構成員一覧）			
氏 名 又 は 名 称		役 割	
その他			

注1 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる自然体験活動促進事業については、別紙を添付すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、又は別葉に記載して添付すること。

別紙

自然体験活動促進事業（特例措置を要する個別事業）
（特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業）

事業番号	
事業名	
事業内容の概要及び 質の高い自然体験活 動の促進に係る役割	
事業実施主体の氏名 又は法人の名称	
行為の種類	
行為の実施場所	
行為の施行方法	
行為の着手及び 完了の予定日	
備考	

第24号様式の3（第23条の13関係）

自然体験活動促進計画変更認定申請書		年 月 日
香川県知事 殿		
申請者 住 所 氏 名		
(法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名)		
香川県立自然公園条例第27条の4第1項の規定により、 県立自然公園内における 自然体験活動促進計画の内容に関し、変更をしたいので、別紙の計画について変更 認定を申請します。		
当初認定を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更を必要とする 理由		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変更しようとする 年月日		
備 考		

注1 申請者の欄には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については、別表に記載して添付すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更内容を反映した自然体験活動促進計画書（第24号様式の2）
- (2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図（各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示することとし、変更の内容に係るものに限る。）
- (3) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（変更の内容に係るものに限る。）
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

別表

共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所

第24号様式の4（第23条の15関係）

自然体験活動促進計画軽微変更届出書 年 月 日 香川県知事 殿 届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者 の氏名） 香川県立自然公園条例第27条の4第2項の規定により、 県立自然公園内 における 自然体験活動促進計画の内容に関し、軽微な変更をしたので、 次のとおり届け出ます。	
当初認定を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更を必要とする理由	
軽微な変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	
備 考	

注1 届出者の欄には、当初認定時の代表申請者を記載すること。

2 変更内容を反映した自然体験活動促進計画書（第24号様式の2）を添付すること。

第25号様式（第24条関係）

（表面）

9センチメートル

第 号

写

真

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

6センチメートル

上記の者は、香川県立自然公園条例第15条第1項、第21条第2項、第23条第2項、第27条の6第1項及び第40条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

（裏面）

香川県立自然公園条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第15条 知事は第9条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

（報告の徴収及び立入検査）

第21条 略

2 知事は、第18条第3項、第19条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第3項各号若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 略

（利用のための規制）

第23条 略

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

（報告徴収及び立入検査）

第27条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第27条の3第3項の認可を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

（実地調査）

第40条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2～5 略

第24号様式（第24条関係）

（表面）

9センチメートル

第 号

写

真

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

6センチメートル

上記の者は、香川県立自然公園条例第15条第1項、第21条第2項、第23条第2項及び第40条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

（裏面）

香川県立自然公園条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第15条 知事は第9条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

（報告の徴収及び立入検査）

第21条 略

2 知事は、第18条第3項、第19条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第3項各号若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 略

（利用のための規制）

第23条 略

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

（実地調査）

第40条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2～5 略

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の香川県立自然公園条例施行規則第24号様式による身分証明書は、改正後の香川県立自然公園条例施行規則第25号様式による身分証明書とみなす。